

令和8年度 大町市地域公共交通計画実行支援業務 実施内容について

1. 業務の目的

大町市では現在、令和7年4月に策定した「大町市地域公共交通計画(計画期間R7～R11の5ヶ年)」に基づき、市民や来訪者の移動を担う各種の交通事業を展開しているところである。

同計画では、PDCAサイクルに則って、評価検証を行うとともに、所定の基準を下回った路線についての運行内容の見直しを行うことも定めている。

本業務は、同計画に基づいて、事業運営の支援を行うものである。

2. 業務の実施内容

(1) 地域公共交通計画全体の評価検証

令和7年度の事業内容を総括するとともに、計画に定めた目標や目標値に対する達成状況を評価する。達成状況が不十分な事業については、その要因を分析し、対応方策などを提案する。

(2) 市民バス「ふれあい号」の最適化・再構築に係る支援

令和7年度業務において、見直し対象として位置づけた市民バス「ふれあい号」の下記4路線(5コース)についての最適化、再構築を図る。

- | | |
|-----------------|---------|
| ①循環線(北コース・南コース) | ③常盤西コース |
| ②社コース | ④常盤東コース |

① 利用実績等の集計・分析

対象路線について、直近の利用実績等までを加えたかたちで集計を行い、利用傾向などを分析する。

② 運行事業者ヒアリング

①の内容が現場状況に合致しているかどうか、また、日々、運行しているなかでの問題・課題などを事業者からのヒアリングによって把握する。

③ 課題整理・見直し方策検討

①②などを受けて、対象路線の課題を整理し、見直し方策などを検討する。

④ 運行計画の作成

③に位置づけた方針に則り、新たなルート、ダイヤ、運賃などを検討する。検討内容に基づく事業費を算出し、見込まれる利用者数のもとでの事業収支も試算する。

翌年度からの運行を見込む路線については、運行事業者との協議を行い、運行開始に向けた準備等についても支援する。

(3) 利用促進事業の支援

地域公共交通の利用者数は減少傾向にあり、今後も見直し対象路線が増える、あるいは見直し基準から脱することができないケースなども増えることが見込まれる。このため、利用促進が不可欠なっており、見直し路線の沿線地区のほか、市全体としても、高校生や高齢者など、公共交通の必要性が高い層に対しての働きかけを行っていく。

その他、キャッシュレス、バスの位置情報取得など、システム的な側面から利用促進に資する仕組みについても検討していく。

(4) 市民主導型事業の検討

地域主体による自家用有償運送や道路運送法による許可・登録を必要としない輸送方法などについて、大町市で実施する場合の留意点などを検討するとともに、実施に向けたガイドライン案を作成する。

(5) 協議会の運営支援

(1)～(5)の各事項を推進するために必要となる協議会に資料提供を行うとともに、会議に出席し、説明や質疑応答対応などを行う。協議会の開催は3回程度を見込む。